

社会福祉法人 香樹会

役員等報酬規程

社会福祉法人香樹会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人香樹会（以下「法人」という）の定款第8条及び第21条に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、法人の理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (4) 費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 法人は、役員及び評議員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 理事で施設の職員としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。

(報酬の額の決定)

第4条 法人の全評議員の報酬総額は、年間50万円以内とする。

2 法人の全理事の報酬総額は、年間250万円以内とする。

3 法人の全監事の報酬総額は、年間10万円以内とする。

4 法人の役員及び評議員の報酬は、別表1に定める額とする。

(費用弁償)

第5条 法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たつて負担した費用については、これを請求のあつた日から遅滞なく支払うものとし、また前払を要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 役員及び評議員には、交通費支給しない。
出張に要する旅費（宿泊費含む）は、別表2に定める範囲内で支給することができる。
出張にかかる交通費は実費を支給する。

(公表)

第6条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。
この規程は、令和元年10月1日から施行する。

別表1

対象	名 称	報 酬	備 考
理事	理事会出席報酬（1回につき）	5,000 円	
評議員	評議員会出席報酬（1回につき）	5,000 円	
監事	監査業務報酬（1回につき）	5,000 円	
理事長	理事長業務報酬（月額）	100,000 円	理事会出席報酬は支給しない、
職員理事			理事会出席報酬は支給しない、

別表2

名 称	費用限度額	備 考
出張旅費（日額）	20,000 円	参加費、宿泊費含む